

地域密着型通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業(第一号通所事業)

ゆいまある南沢デイルーム運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあるが開設するゆいまある南沢デイルーム(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護の事業及び第1号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、東久留米市や関係市、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名称 ゆいまある南沢デイルーム
- ② 所在地 東久留米市南沢 2-13-11

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 2名以上(常勤、介護職員と兼務)
看護職員 3名以上(非常勤、機能訓練指導員と兼務)
介護職員 5名以上(常勤2名、非常勤専従3名)
機能訓練指導員 3名以上(非常勤、看護職員と兼務)
従業者は、地域密着型通所介護の提供に当たる。
- ③ その他
送迎職員 3名以上(非常勤専従)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 18名

(地域密着型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。利用者には別紙、重要事項説明書にて示す。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作等の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

- 2 第 13 条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 42 円徴収する。
- 3 昼食費(おやつ代込み)は、800 円を徴収する。
- 4 外食時は実費を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(苦情処理)

第9条 サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市からの質問もしくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、同連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(地域との連携等)

第 11 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域の住民の代表、事業が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、年に2回開催する。

4 事業者は運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止などため法人の定める「高齢者虐待防止のための指針」に従い、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための職員研修
- (2) 利用者及びその家族からの相談報告体制
- (3) 虐待防止委員会の設置、その他必要な措置

2 事業所はサービス提供中に虐待が疑われる事案が発生、発見した場合は速やかにこれを市に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、東久留米市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 送迎時間に遅れないよう準備し、事前に検温等健康状態をチェックおよびマスクを着用する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約時の誓約内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年4月1日改正

令和8年4月6日改正